

揖保川処理区下水道管路施設維持管理等業務委託
(管理・更新一体マネジメント方式)

実施方針（案）

令和8年9月

姫路市上下水道局

姫路市では、姫路市揖保川流域関連公共下水道揖保川処理区（以下「揖保川処理区」という。）における管路施設等を対象として、下水道事業の一部について、「揖保川処理区下水道管路施設維持管理等業務委託（管理・更新一体マネジメント方式）」（以下「本事業」という。）の実施を予定しており、本書は本事業に係る実施方針（案）を示すものである。

実施方針（案）の公表は、本事業の目的、対象範囲、スケジュール等を明確にするとともに、事業者及び市民に対する透明性を確保することにより、本事業の信頼性を高め、円滑な事業推進に資することを目的とする。また、事業者が事業内容や求められる役割を十分に理解した上で提案準備を行うことを可能とし、多くの事業者の参画を促すことで、競争性の確保及び提案内容の質の向上が図られることを期待するものである。

なお、本実施方針（案）は、現時点における本市の考え方を示すものであり、今後、実施方針（案）に対する意見募集の結果、関係者との協議その他の検討結果を踏まえ、その内容を変更する場合がある。このため、別途公表する要求水準書（案）と併せて、幅広い意見をいただきたいと考えている。

目 次

第1章 事業に関する事項	1
1.1. 事業内容に関する事項	1
1.1.1. 事業の名称	1
1.1.2. 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.3. 姫路市下水道事業の概要及び特徴	1
1.1.4. 本事業の背景・目的	1
1.1.5. 基本方針	2
1.1.6. 事業方式	2
1.1.7. 対象処理区及び施設	3
1.1.8. 本事業の対象業務	3
1.1.9. 委託方式	4
1.1.10. 業務期間	4
1.1.11. 契約等に関する事項	5
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	9
2.1. 事業者の選定方法	9
2.1.1. 手続の種類	9
2.1.2. 競争参加資格の確認	9
2.1.3. 総合評価の方法	9
2.2. 事業者の募集及び選定のスケジュール	9
2.3. 委員会の設置	10
2.4. 提出書類の概要	10
2.4.1. 応募書類の内容	10
2.4.2. 技術提案書等の内容	11
2.4.3. 技術提案書作成及び留意点	11
2.4.4. 技術提案書等の評価	11
2.4.5. 応募の費用負担	12
2.4.6. 提出書類の取扱い	12
2.5. 応募者の資格要件	12
2.5.1. 応募者の構成	12
2.5.2. 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件	13
2.5.3. 統括管理企業の入札参加資格	15

2. 5. 4. 維持管理企業の入札参加資格.....	16
2. 5. 5. 運転管理企業の入札参加資格.....	18
2. 5. 6. コンサルタント企業の入札参加資格.....	18
2. 5. 7. 建設企業の入札参加資格.....	19
2. 5. 8. ポンプ設備企業の入札参加資格.....	20
2. 5. 9. 参加資格確認基準日.....	20
2. 6. 競争入札参加資格が無いと認めたものに対する理由の説明.....	20
2. 7. 入札説明会等.....	20
2. 8. 落札者の決定方法.....	20
第3章 契約の締結等に関する事項.....	22
3. 1. 契約に関する留意事項.....	22
3. 1. 1. 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	22
3. 1. 2. 契約に要する費用.....	22
3. 1. 3. 契約保証金.....	22
3. 2. 想定されるリスクの責任分担.....	22
3. 2. 1. 不可抗力.....	22
3. 2. 2. 事業開始に伴う対象施設等の確認及び使用.....	23
3. 2. 3. 契約終了時の対象施設等の確認.....	23
3. 2. 4. 法令等変更.....	23
3. 2. 5. 条例等変更.....	24
3. 2. 6. 賃金水準又は物価の変動.....	24
3. 2. 7. 電力使用量等の変動.....	24
3. 2. 8. 国補助金制度の変更等.....	24
3. 2. 9. 第三者損害.....	25
3. 2. 10. 本市が遂行する業務に起因する事象.....	25
第4章 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	26
4. 1. 本事業の前提条件.....	26
4. 1. 1. 本市の契約等の承継.....	26
4. 1. 2. 本市が実施する業務への協力.....	26
4. 1. 3. 本市が実施する施設の工事等.....	26
4. 2. 対象事業におけるサービスの水準.....	26
4. 3. 実施状況のモニタリング.....	27
4. 4. 要求水準違反時の措置.....	27
4. 5. 保険.....	27

第5章 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	28
5.1. 対象施設の立地に関する事項.....	28
5.1.1. 対象施設の概要.....	28
5.1.2. 事業用地の貸付に関する事項.....	28
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	29
6.1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	29
6.1.1. 事業者事由解除.....	29
6.1.2. 本市事由解除又は終了.....	29
6.1.3. 不可抗力解除又は終了.....	30
6.1.4. 法令等変更解除.....	30
第7章 その他本事業の実施に関し必要な事項.....	31
7.1. 本事業に関連する事項.....	31
7.1.1. 地域貢献に関する事項.....	31
7.1.2. 本事業等の実施に関して使用する言語及び通貨.....	31
7.1.3. 情報提供.....	31
7.1.4. 予算措置.....	31
7.1.5. 応募者が1社のみであった場合の取扱い.....	31
7.1.6. 入札の中止等.....	31
7.2. 実施方針（案）に関する質問の受付等.....	31
7.2.1. 質問・意見の受付.....	31
7.2.2. 質問・意見の回答.....	32

第1章 事業に関する事項

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業の名称

揖保川処理区下水道管路施設維持管理等業務委託（管理・更新一体マネジメント方式）

1.1.2. 公共施設等の管理者の名称

姫路市上下水道事業管理者 松浦 正宗

1.1.3. 姫路市下水道事業の概要及び特徴

姫路市（以下「本市」という。）は、兵庫県南西部の瀬戸内海に面した播磨平野の中央に位置し、市域は東西約 36 km、南北約 56 km、総面積約 534 km²である。人口は約 51 万 6 千人、世帯数約 23 万世帯（いずれも令和 8 年 6 月現在）を擁する播磨地域の中核市である。北部は森林や田園が広がり、中南部は平野部に市街地が形成され、その中に世界文化遺産である姫路城や JR 姫路駅を有している。南部には鉄鋼や化学工場が立地する工業地帯が形成されており、瀬戸内海には諸島を有するなど、多様な地勢特性を有している。

本市の下水道事業は、昭和 13 年に事業着手しており、令和 7 年 4 月現在、「公共下水道」「コミュニティ・プラント」「農業・漁業集落排水」「合併浄化槽」により污水处理事業を実施している。污水处理人口普及率は 98.6%となっている。

下水道計画においては、市域を 7 処理区（大塩、東部、中部、揖保川、家島、香寺、上菅・勘野）に区分し、各処理区に終末処理場を設置している。全体計画面積は約 12,500ha、計画処理人口は 490,000 人であり、令和 8 年 4 月現在の処理面積は約 12,480ha、処理人口は約 490,700 人となっている。管渠（きょ）の総延長は約 2,900km、ポンプ場は 38 か所、処理場は 7 か所である。現在、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設については、公共下水道への施設統合を進めている。

また、本市には地場産業として皮革産業があり、なめし及びにかわの製造工程から発生する排水は、油脂、獣毛、石灰、クロム等を含む高濃度排水であるため、専用管（皮革管）及び 5 か所の前処理場において沈殿等の処理を行ったのち、終末処理場へ送水し一般排水とともに処理している。

1.1.4. 本事業の背景・目的

本市の下水道事業においては、下水道普及は概ね完了している一方で、これまで整備された膨大な下水道施設について、適切な維持管理の継続及び老朽化対策を計画的かつ早期に実施していくことが課題となっている。さらに、施設の維持管理や改築更新に要する事業費の増大、それらを担う本市の職員体制の弱体化も顕在化しており、持続可能な事業

運営が求められている。

こうした課題への対応策の一つとして、官民連携手法の活用が挙げられる。本市では現在、管路施設や処理場・ポンプ場等を対象として、4つの包括的民間委託を実施している。さらに、将来的に一層深刻化が見込まれる財政的制約、施設の老朽化及び人材不足に対応するため、令和6年度から、官民連携のレベルアップを図るべく水の官民連携（ウォーターPPP）の導入に向けた検討を進めてきた。

本事業は、これらの本市下水道事業を取り巻く諸課題を踏まえ、官と民が互いの強みを活かし、相互に補完し合うことにより、揖保川処理区における対象施設の維持管理及び改築更新を効率的かつ効果的に実施し、公共サービスの持続可能な維持及び向上を図ることを目的とする。発注単位の包括化、発注期間の長期・複数年化、業務成果に着目した性能規定の導入等を通じ、従来の公共事業手法と比較して、同等の成果をより効率的に達成するだけでなく、さらなる品質及び成果の向上が期待される。

1.1.5. 基本方針

本事業を適切に実施するため、本市が本事業の事業者に対して遵守を求める基本方針を以下に示す。

- (1) 事業者は、長期にわたる本事業における公共サービスの安定性及び信頼性を確保する。
- (2) 事業者は、性能発注の考え方にに基づき、自らの責任と判断において、本市が定める要求水準を満たすための具体的な実施内容を定め、適切に施設の維持管理を行うものとする。また、事業期間を通じて、新たな技術やノウハウの活用等により、サービスレベルの向上及び効率化を図る。
- (3) 事業者は、施設の定期的な点検及び診断並びに更新計画案策定を実施することにより、安全性の確保及び施設の長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な改築更新を行う。
- (4) 事業者は、安全で安心な社会インフラを維持するために、防災・減災に努めるとともに、災害又は事故が発生した場合には、迅速かつ的確に対応できる体制を構築し、これを維持する。
- (5) 事業者は、地元企業との連携を図り、地域資源の活用、人材の雇用及び地域住民等との協働による地域貢献等を通じて、地域経済の成長及び地域社会の持続的発展に貢献する。

1.1.6. 事業方式

本事業の事業方式は、内閣府のPPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）において新たに位置付けられた管理・更新一体マネジメント方式（水の官民連携 レベル3.5）更新実施型とする。

1.1.7. 対象処理区及び施設

本事業の対象処理区及び施設は以下に掲げるものとし、立地等は、第5章（対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項）に示す。

（1）対象処理区

姫路市揖保川流域関連公共下水道 揖保川処理区

表 1-1 揖保川処理区の概要

処理区	全体計画（R27）		現況（R8）	
	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)
揖保川処理区	2,549	74,300	2,018	72,854
（参考）本市下水道事業全体	12,480	490,700	10,900	487,000

（2）対象施設

対象施設は、対象処理区内の管路施設に加えて、マンホールポンプ、雨水ポンプ場、計画事業用地（廃止残存施設含む。）とする。なお、管路施設とは、汚水、雨水及び合流の管路施設であって、管渠、マンホール、マンホール蓋、公共ます、取付管及びこれらに付帯する施設をいう。

なお、対象処理区及び対象施設には、令和8年4月に廃止統合された安志・長野地区コミュニティ・プラント（以下「安富コミプラ」という。）の区域及び施設を含むものとする。一方、皮革排水関連施設である皮革管及び福井前処理場は含まない。また、本事業期間中に施設の新設、増設、改築又は更新等が発生した場合には、本市と事業者との協議の上、契約変更により対象施設の増減を行うことがある。

1.1.8. 本事業の対象業務

事業者は、本事業に関する契約書類及び要求水準書、並びに公募に際して本市が公表する書類に従い、表 1-2 に掲げる本事業の対象業務を実施する。各業務の内容及び要求水準の詳細については、別途公表する要求水準書に示す。

原則として、事業者は、本件各業務に係る業務を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）を行わないものとする。ただし、業務の一部については、本市の承諾を得た場合に限り、再委託等を行うことができるものとする。なお、再委託等を活用する場合であっても、本事業に係る契約上の責任は事業者が負うものとする。

表 1-2 本事業の対象業務

対象施設	対象業務	内訳
対象施設共通	統括管理業務	統括マネジメント工 データ管理支援工 セルフモニタリング工

管路施設	維持管理業務	日常的業務 (住民対応工・事故対応工・他工事等立会工・修繕工・巡視工・定期清掃工) 計画的業務 (点検工(腐食環境下)・調査工(TVカメラ・目視・スクリーニング))
	改築更新業務	計画作成業務(更新計画案作成工)
		設計業務(詳細設計(管渠更生・マンホール更生)) 改築工事(管渠更生・マンホール更生)
マンホールポンプ	維持管理業務	日常的業務(点検工・警報対応工・修繕工)
	改築更新業務	計画作成業務(更新計画案作成工)
		設計業務(詳細設計) 改築工事(改築工事)
雨水ポンプ場	維持管理業務	日常的業務(運転管理工[仕様発注]・点検工[仕様発注]・修繕工)
	改築更新業務	計画作成業務(更新計画案作成工)
計画事業用地	維持管理業務	日常的業務(計画事業用地管理工)
下水道施設全体	災害対応業務	被災状況把握等 二次災害防止等緊急措置・対応

※ゴシック文字は実施中の下水道管路施設包括的維持管理等業務委託から追加・拡充する業務を示す。

1.1.9. 委託方式

本事業は、原則として性能発注とする。この場合、本事業に関する契約書及び要求水準書で定められた範囲内において、事業者が自らの裁量により、人員、時期、機器、方法などを決定することができる。

ただし、雨水ポンプ場については、降雨特性や流域条件の変動等、本市の管理・計画に起因する不確実性が大きく、当該業務に係るリスクについて、事業者において適切に管理又は負担することが困難であることから仕様発注とする。この場合、雨水ポンプ場に関する維持管理業務については、本市が要求水準書において定める仕様に従い業務を履行するものとする。

1.1.10. 業務期間

(1) 本事業期間

本事業における期間の定めについては次のとおりとする。

- ア 業務準備期間 基本契約締結日の翌日から令和9年11月30日まで
- イ 業務履行期間 令和9年12月1日から令和19年11月30日まで(10年間)
- ウ 業務引継期間 令和19年6月1日から令和19年11月30日まで(6か月間)

(2) 本事業期間の延長

不可抗力事象の発生又は本市の計画変更等、契約に定める事由が生じた場合には、本

市及び事業者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。この場合において、本市及び事業者が協議の上、規定の範囲内で合意した期間について、本事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

なお、合意延長の実施回数は1回に限るものではないが、延長を行う場合であっても延長期間の合計は2年を超えることができないものとする。詳細については、基本契約書に示す。

（３）業務準備期間における業務の引継ぎ

事業者は、本市との間で基本契約を締結した後、本件各業務の実施に必要となる引継書を譲り受け、業務開始に向けた準備行為として、自らの責任及び費用負担により現地調査等を実施することができるほか、本件各業務を円滑に開始するための協議を本市と行うものとする。事業者は、履行開始日までに本件各業務の引継ぎを完了させなければならない。

（４）本事業期間終了時の取扱い

本事業期間の終了に際して行う、本市又は本市の指定する者への業務の引継ぎは、原則として本事業期間内に実施するものとする。事業者は、自らの責任及び費用負担により、本事業等が円滑に引き継がれるよう引継書の作成その他必要かつ適切な引継ぎを行わなければならない。本事業期間終了後に予定される次期事業の検討及び準備を円滑に行うため、本事業期間終了の概ね1年前から、事業者は、本市に対し事業情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

1. 1. 1 1. 契約等に関する事項

（１）本事業に関する契約及び協定

本事業は、次の各号に掲げる契約及び協定を締結することにより実施する。なお、本事業において事業者はグループ（乙型共同企業体）を構成するものとし、グループ協定書において、構成員ごとの役割分担及び担当業務を明確に定めるものとする。

ア 基本契約

本市と事業者との間で、本事業の円滑かつ適正な実施に必要な基本的事項を定めた基本契約を締結する。なお、当該基本契約（案）は、入札公告時に示すものとする。

イ 維持管理業務委託契約

本市と事業者（維持管理業務を担当するグループ構成員）との間で、基本契約の定めるところにより、維持管理業務委託契約を締結する。

当該維持管理業務委託契約は、次に掲げる業務を対象とする。

- (ア) 統括管理業務
- (イ) 管路施設の維持管理業務
- (ウ) マンホールポンプの維持管理業務
- (エ) 雨水ポンプ場の維持管理業務
- (オ) 計画事業用地の維持管理業務

ウ 設計業務委託契約

本市と事業者（設計業務を担当するグループ構成員）との間で、基本契約の定めるところにより、設計業務委託契約を締結する。

当該設計業務委託契約は、次に掲げる改築更新業務のうち、計画作成業務及び設計業務（これらを総称して、以下「設計業務」という。）を対象とする。

- (ア) 管路施設の改築更新業務
- (イ) マンホールポンプの改築更新業務
- (ウ) 雨水ポンプ場の改築更新業務（計画作成業務に限る。）

エ 建設工事請負契約

本市と事業者（改築工事を担当するグループ構成員）との間で、基本契約の定めるところにより、建設工事請負契約を締結する。

当該建設工事請負契約は、次に掲げる改築更新業務のうち、改築工事を対象とする。

- (ア) 管路施設の改築更新業務（改築工事に限る。）
- (イ) マンホールポンプの改築更新業務（改築工事に限る。）

オ 災害時維持修繕協定

本市と事業者との間で、基本契約の定めるところにより、災害時維持修繕協定を締結する。

当該災害時維持修繕協定は、次に掲げる業務を対象とする。

- (ア) 被災状況把握等
- (イ) 二次災害防止等緊急措置・対応

(2) 総価契約単価合意方式

本事業は、複数年にわたる契約となるため、業務量の増減や出来高に応じた支払を可能とし業務の円滑化を図る観点から、業務委託料又は請負代金額（以下「契約金額」という。）の算定を行う際に用いる単価をあらかじめ協議し合意する総価契約単価合意方式を採用する。

(3) 事業の費用負担

事業者は、次の各号に掲げる事項（契約に別途定める場合を除く。）を遵守するほか、本事業等の実施に要する全ての費用を負担するものとする。

- ア 本件契約締結及び事業者が行う業務の履行に係る検査等に伴う必要な費用は、原則として事業者の負担とする。
- イ 業務期間中の業務の事務所（仮事務所を含む。）の設置及び運営に係る一切の費

用は事業者の負担とする。

ウ 業務期間中の電力、水道、燃料等ユーティリティの調達に係る一切の費用は事業者の負担とする。

エ 法令等又は条例若しくは本市の計画変更により、新たな設備投資が必要となる場合には、当該設備投資に係る費用は、本市が負担するものとする。

オ 本事業等の実施に関連して、本事業の範囲外で実施する業務（以下「関連業務」という。）に係る費用については、当該関連業務の実施を要請した者が負担するものとする。なお、関連業務には、次に掲げる業務が含まれるものとする。

（ア）本市の要請に基づき実施する調査、検討、資料作成その他の追加的業務

（イ）本事業の目的達成に直接必要とはならないが、本市の行政運営上必要となる支援業務

（ウ）上記に準ずる業務であって、本事業の契約に基づき、本事業の範囲外として整理される業務

（４）契約金額の見直し

本市及び事業者は、本事業の実施条件が当初の想定と著しく異なった場合には、契約金額の見直しを行うことができるものとする。契約金額の見直しは、本市又は事業者の申出により、原則として年１回行うことができるものとし、その取扱いは次の各号に掲げるとおりとする。

ア 業務期間中に著しく賃金又は物価が変動した場合等においては基本契約書に定める条項に基づき契約金額の変更を請求することができる。

イ 業務期間中の電力、水道、燃料等ユーティリティの調達に係る一切の費用のうち、降雨等の外的要因により、マンホールポンプ及び雨水ポンプ場の想定年間総流入水量が要求水準書に示す通常運転の許容範囲から著しく変動した場合等においては、本件契約の定めに基づき契約金額の変更を請求することができる。

ウ 法令等、条例又は本市の計画の変更により要求水準に影響が生じ、業務の実施に係る費用が増減する場合は、本市及び事業者は、契約金額の見直しを行うものとする。また、税制の変更により業務の実施に係る費用が増減する場合も、同様とする。

エ 第１号から第３号に定めるもののほか、契約締結時点で予見が困難な事業環境の変化により契約金額の見直しの必要が生じた場合は、本市及び事業者は、必要に応じて契約金額の見直しについて協議を行うものとする。当該協議が整わない場合には、契約金額の見直しの必要性について、有識者の意見を聴取した上で、本市がその取扱いを決定することができる。

（５）プロフィットシェア

本事業は、履行期間中における業務の効率化及びライフサイクルコストの縮減に関する提案を促進するため、事業者の新たな提案によるライフサイクルコスト縮減分な

どの超過利益を本市と事業者間で適切に配分することで、双方に財政的メリットをもたらすプロフィットシェアの仕組みを導入する。

プロフィットシェアの基本的な発動条件は以下のとおりとし、条件に合致しない場合（例えば、外的要因によるコスト縮減分や効率的な業務遂行によって生じた費用縮減分）は、性能発注の考え方にに基づき事業者に帰属する。

ア 事業者が、要求水準を低下させることなく、契約時に定めた計画や手法と比較して、より効果的で効率的な手法等を提案すること。

イ 本市がその提案を受け入れ計画や手法が変更されること。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の選定方法

2.1.1. 手続の種類

本市は、本事業への応募を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で事業者を選定するものとする。

本事業は、要求水準書で定めた内容を確実かつ的確に、精度高く履行できる技術及び能力を必要とするため、入札手続において技術提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式（技術提案型）」の入札案件である。

2.1.2. 競争参加資格の確認

応募者が、本市の応募資格有資格者であること及び一定の実績を有することなど形式面での資格を有しているかの確認を行う。

2.1.3. 総合評価の方法

本事業の入札参加資格が認められた者（以下「入札参加者」という。）より提出された技術提案書の内容が最低限の要求要件を満たしており、要求水準書に記載された業務内容について、要求要件を実現できると認められる場合に標準点を付与し、さらに技術提案書の内容に応じて2.4.4（技術提案書等の評価）に掲げる評価項目ごとに評価を行い、加算点を与える。総合評価の方法の詳細は入札公告時に示す。

2.2. 事業者の募集及び選定のスケジュール

本事業に係る事業者の募集及び選定に当たっては、次の手順及び日程で行うことを予定している。日程は都合により変更することがある。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

実施事項	日程
実施方針（案）の公表	令和8年9月18日
実施方針（案）に関する質問受付期間	令和8年10月2日まで
実施方針（案）に関する質問回答	令和8年11月（予定）
入札公告・入札説明書等の交付	令和9年1月中旬頃
入札説明書等に関する質問受付期間	令和9年1月中旬頃から 令和9年2月上旬頃まで

実施事項	日程
入札説明書等に関する質問回答の公表	令和9年2月中旬頃まで
入札参加資格確認申請書締切	令和9年2月下旬頃
応募資格審査書類に関する確認結果の通知	令和9年3月上旬頃
入札書及び技術提案書の受付期間	令和9年3月上旬頃から 令和9年4月上旬頃まで
落札者の公表	令和9年5月下旬頃
基本契約の締結	令和9年5月下旬頃
業務の引継ぎ	令和9年11月30日まで
個別契約の締結	令和9年11月下旬頃

2.3. 委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して行政職員から構成される委員会を設置する。委員会は、入札参加者の提案の審査を行い、落札候補者を決定する。本市は、委員会の結果を基に落札者を決定する。

2.4. 提出書類の概要

2.4.1. 応募書類の内容

応募者は、応募資格審査書類の受付期間に、次に掲げる書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出して、入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

（1）制限付一般競争入札参加申込書

（2）グループ結成届

申請書等の作成に当たっては、グループの構成員（2.5.1(1)に定義する。以下同じ。）

に関する連絡先一覧、業務実施体制表、委任状を含むものとする。

（3）各構成員の関連企業申告書

（4）市税の納税証明書（姫路市税の納税義務がある構成員について公告の日以後に発行されたものの原本に限る。

（5）国税の納税証明書（全ての構成員のものについて公告の日以後に発行されたものの原本に限る。）

（6）最新の経営事項審査結果通知書の写し

（7）2.5（応募者の資格要件）に規定する入札参加資格の条件となっている工法について、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の団体等に属することを証する書類等の写し

- (8) 工事（業務）の実績調書
資料の作成に当たっては、2.4.3（技術提案書の作成及び留意点）によること。
- (9) 配置予定技術者経歴調書
資料の作成に当たっては、2.4.3（技術提案書の作成及び留意点）によること。
- (10) 返信用封筒（返信先（応募者の住所及び商号又は名称）を記載し、簡易書留料金分を含む郵便料金に相当する切手を貼った長形3号封筒）

2.4.2. 技術提案書等の内容

入札参加者は、入札書及び技術提案書の受付期間に、次に掲げる書類（以下「技術提案書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 入札書
- (2) 事業委託料等内訳書
- (3) 総合評価落札方式技術提案書
- (4) 技術提案書（業務実施方針）
- (5) 技術提案書（特定テーマ）
- (6) 品質管理及び社会貢献等に関する調書
- (7) 建設企業の工事成績調書

2.4.3. 技術提案書作成及び留意点

技術提案書作成の詳細については、入札公告時に示す。

2.4.4. 技術提案書等の評価

技術提案書の評価においては、次に掲げる事項を主な内容とした提案書の提出を求めることを予定している。

- (1) 地域精通度
- (2) 配置予定技術者の実績
- (3) 品質管理
- (4) 社会貢献等
- (5) 技術提案書
 - ア 業務実施方針（業務理解度）
 - イ 特定テーマ
 - (ア) 本事業全体を統括管理するためのマネジメント及びデータ管理手法
 - (イ) 本件各業務における管理水準を確保する仕組み
 - (ウ) 作業上の安全対策及びリスク管理の取組
 - (エ) サービスレベルの維持及び向上並びに市内業者の活用等を通じた地域貢献に関

- する取組
- ウ 業務実施体制
 - (ア) 通常時の実施体制
 - (イ) 緊急時の実施体制

2.4.5. 応募の費用負担

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

2.4.6. 提出書類の取扱い

- (1) 著作権
 - 入札参加者から提出された提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。
- (2) 提案書類の返却
 - ア 提出書類
 - 企画提案書等、全ての提出書類は返却しない。
 - イ 提出内容の取扱い
 - 提出された技術提案書等は、入札参加者を評価する目的以外には使用しない。ただし、姫路市情報公開条例（平成 14 年 3 月 27 日条例第 3 号）に基づき、開示請求があったときは、当該企業等の権利や競争の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合がある。

2.5. 応募者の資格要件

2.5.1. 応募者の構成

応募者の構成等は、以下に示すとおりとする。また、本事業の対象業務の再委託等は、原則として禁止する。ただし、本市が必要と認めた業務の一部については、本市の承諾を得た上で再委託等を行うことができるものとする。なお、本実施方針に定める参加資格要件、実績要件及び配置予定技術者に係る要件は、グループを構成する構成員を対象として確認するものとし、構成員以外の協力企業等の実績、資格又は技術者をもってこれらの要件を充足することはできない。

- (1) 入札参加者は、次に掲げる構成員から構成されるグループとする。
 - ア 統括管理業務を実施する者（以下「統括管理企業」という。）
 - イ 管路施設、マンホールポンプ場及び計画事業用地の維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）
 - ウ 雨水ポンプ場の維持管理業務を実施する者（以下「運転管理企業」という。）
 - エ 設計業務を実施する者（「コンサルタント企業」という。）

オ 管路施設の改築工事を実施する者（以下「建設企業」という。）

カ マンホールポンプの改築工事を実施する者（以下「ポンプ設備企業」という。）

なお、1 者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で業務を複数の者で分担して実施することは差し支えない。

- (2) 応募者は、複数の企業によるグループとし、グループの運営形式は、各構成員がそれぞれの業務を分担して実施する「分担方式（乙型共同企業体）」とする。なお、各構成員の出資比率は問わない。
- (3) 構成員の中からグループの代表企業を定めるものとし、当該代表企業は、入札手続き並びに落札者となった場合の契約事務等において、グループ内の調整等を行うとともに、本市との協議等、書類の提出及び通知等を行うものとする。
- (4) グループを構成する企業の数はい任意とするが、本事業の実施に関して、各々適切な役割を担う者とする。
- (5) 構成員は、他の応募者と重複して本事業の入札に参加することはできない。
- (6) 本事業の競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として申請書等を提出した場合においては、当該組合員は、単体として申請書等を提出することはできない。
- (7) 本事業の競争入札に事業協同組合として参加する場合は、事業協同組合として 2.5.2（応募者を構成する企業に共通の参加資格要件）に規定する資格要件を全て満たしていること。また、事業協同組合又は業務を担当する組合員のいずれかが、2.5.3（統括管理企業の入札参加資格）から 2.5.5（運転管理企業の入札参加資格）までに規定する資格要件を満たしていること。なお、業務を担当する組合員についても併せて 2.5.2 第 5 号に規定する資格要件を満たす者であること。

2.5.2. 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者であること。
- (2) 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 2 条の規定によりその例によることとされた本市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 3 条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。
- (3) 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (4) 本事業に係る発注者支援業務の受託者（株式会社日水コンをいう。）又は当該受託者

と資本面若しくは人事面において関連が認められない者であること。なお、「資本面若しくは人事面」の関連とは、次のア又はイに該当する者をいう。

ア 資本面

当該企業の発行済株式総額の 100 分の 50 を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 人事面

当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

(5) 公告の日から落札決定の日までの間において、次のいずれかに該当する者であること。

ア 姫路市上下水道局登録業者指名停止等措置要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

イ 指名停止等措置要綱第 3 条第 1 項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定）第 2 条に規定する指名停止の措置要件に該当しない者であること。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）がなされていない者であること。又は、当該申立てがなされている場合にあっては、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。又は、当該申立てがなされている場合にあっては、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

(8) 入札に参加しようとする者との関係が、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、親子関係又は同一の親会社を有する子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）同士の関係において、当該子会社又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）若しくは民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、(ア)については、当該 2 者の一方が、更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会

社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合

- (9) 応募者が 2. 5. 3 から 2. 5. 8 までに定める要件を満たすことについては、テクリス又はコリンズの登録内容確認書、契約書、履行証明書、施工証明書、資格者証、実務経験証明書その他の客観的な資料により確認できるものとする。

2. 5. 3. 統括管理企業の入札参加資格

統括管理企業は、姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和 4 年姫路市上下水道局告示第 3 号。以下「上下水道局告示」という。）第 3 項の規定の例により、その例によることとされた競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号。以下「告示」という。）第 5 項の規定により業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録されている者であって、かつ、次の各項の全てに該当する者であること。

なお、統括管理業務を複数の者で分担して実施する場合は、複数の者により統括管理企業グループを構成し、当該グループ全体として、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかの入札参加資格を有する者であること。

ア 業者登録名簿の建設工事登録業種のうち、業種「土木工事」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 業者登録名簿の建設関連コンサルタント登録業種のうち、業種「土木コンサルタント」において競争入札に参加する資格を有する者

ウ 業者登録名簿の役務提供登録業種のうち、業種「各種調査計測」の詳細業種「土木コンサル関係」において競争入札に参加する資格を有する者

- (2) 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日以降。以下同じ。）において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいい、以下「国等」という。）が発注した下水道管路施設を含む包括的民間委託又はこれに類する業務を元請として履行し、かつ統括管理責任者を配置した実績（入札参加資格確認申請書提出期限までに完了しているもの又は令和 9 年 11 月 30 日までに完了見込みであるものに限る。ただし、業務をグループとして履行している場合は、当該グループの代表者として履行した実績に限る。）を有する者であること。

- (3) 統括管理業務に配置できる次のいずれかに該当する技術者を有する者であること。
ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引

き続き 3 か月以上の雇用関係を有している者とする。

- ア 技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験において、技術部門を上下水道部門又は総合技術監理部門（いずれも選択科目を下水道に限る。）として合格し、同法の規定による登録を受けている者。以下「技術士（下水道）」という。）
- イ 土木工事に関する主任技術者又は監理技術者（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。）
- ウ 日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者
- エ 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第一種技術検定に合格した者で、下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を 3 年以上有する者（ただし、上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を 6 月以上有するものに限る）

2. 5. 4. 維持管理企業の入札参加資格

維持管理企業は、業者登録名簿に登録されている者であって、次に定める対象施設ごとの要件を満たす者とする。

なお、維持管理業務を複数の者で分担して実施する場合は、当該対象施設ごとに、次の要件を満たすよう維持管理企業グループを構成することができるものとする。

（1）管路施設の維持管理企業

- ア 管路施設の維持管理業務を実施する者は、次の各号の全てに該当する者とする。
 - （ア）業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「各種調査計測」の詳細業種「土木コンサル関係」若しくは「その他の詳細業種」又は業種「設備等点検・保守」の詳細業種「水道設備」において競争入札に参加する資格を有する者
 - （イ）業者登録名簿の工事の業種のうち、業種「土木工事」において競争入札に参加する資格を有する者
 - （ウ）土木一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
 - （エ）令和 9 年度の競争入札の参加者の格付け基準とした、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に定める様式第 25 号の 12（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、土木一式工事の総合評価値が 570 点（C ランク）以上である者
 - （オ）前号の経営事項審査結果通知書について、契約締結予定日において有効なものの写しを、入札参加申込受付期間の満了時又は入札日前日までに、姫路市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出している者又は提出することがで

きる者

(カ)本業務に配置できる土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を有する者。ただし、主任技術者又は監理技術者においては、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

(キ)緊急時において、テレビカメラ調査及び清掃作業に速やかに対応可能な体制を有する者

イ 過去10年間に、国等が発注した下水道管路施設の調査又は清掃（浚渫）業務若しくはその他の維持修繕工事を元請として履行した実績（入札参加資格確認申請書提出期限までに完了しているもの又は令和9年11月30日までに完了見込みであるものに限る。グループで履行した場合は、代表者として履行した実績に限る。）を有すること。

ウ 管路施設の維持管理業務に配置できる次のいずれかの技術者を有すること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

(ア)日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者

(イ)技術士（下水道）

(ウ)下水道法施行令第15条各号に規定する資格を有する者

(2) マンホールポンプの維持管理企業

ア マンホールポンプの維持管理業務を実施する者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(ア)業者登録名簿の役務提供登録業種のうち、業種「施設運営管理」の詳細業種「施設運営管理」において競争入札に参加する資格を有する者

(イ)マンホールポンプ設備の点検、軽微な修繕及び緊急対応が可能な体制を有する者

イ 過去10年間に、国等が発注したマンホールポンプの維持管理業務を元請として履行した実績（入札参加資格確認申請書提出期限までに完了しているもの又は令和9年11月30日までに完了見込みであるものに限る。グループで履行した場合は、代表者として履行した実績に限る。）を有すること。

ウ マンホールポンプの維持管理業務に配置できる次の技術者を有すること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

(ア)下水道法施行令第15条各号に規定する資格を有するマンホールポンプの維持管理業務において主たる技術者として従事した経験を有する者

(3) 計画事業用地の維持管理企業

計画事業用地の維持管理業務を実施する者は、業者登録名簿の役務提供業種のうち、

業種「施設運営管理」の詳細業種「施設運営管理」において競争入札に参加する資格を有する者とする。

2.5.5. 運転管理企業の入札参加資格

運転管理企業は、業者登録名簿に登録されている者であって、次に定める要件を満たす者とする。

なお、運転管理業務を複数の者で分担して実施する場合は、次の要件を満たすよう運転管理企業グループを構成することができるものとする。

本事業における再委託等の取扱い及び再委託先活用時の条件については、1.1.8（本事業の対象業務）に定めるものとする。

(1) 次に掲げる全ての入札参加資格を有する者であること。

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「施設運営管理」の詳細業種「施設運営管理」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 雨水ポンプ設備の運転管理、点検、軽微な修繕及び緊急対応が可能な体制を有する者

(2) 過去 10 年間に於いて、国等が発注した排水能力 140 m³/分（1 台当たり）以上の排水設備の運転管理及び保守点検業務を元請として履行した実績（入札参加資格確認申請書提出期限までに完了しているもの又は令和 9 年 11 月 30 日までに完了見込みであるもの）に限る。グループで履行した場合は、代表者として履行した実績に限る。）を有すること。

(3) 雨水ポンプ場の維持管理業務に配置できる次の全ての技術者を有すること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

ア 下水道法施行令第 15 条各号に規定する資格を有する雨水ポンプ場の維持管理業務に主たる技術者として従事した経験を有する者

2.5.6. コンサルタント企業の入札参加資格

コンサルタント企業は、業者登録名簿に登録されている者であって、かつ、次の各項の全てに該当する者であること。

なお、改築更新業務のうち設計業務を複数の者で分担して実施する場合は、次の要件を満たすようコンサルタント企業グループを構成することができるものとする。

(1) 対象施設の設計業務を実施する者は、次に該当する者とする。

ア 業者登録名簿の建設関連コンサルタント登録業種のうち、業種「土木コンサルタント」の詳細業種「下水道」において競争入札に参加する資格を有する者

(2) 過去 10 年間に於いて、国等が発注した下水道管路施設の実施詳細設計業務及びストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）を元請として履行した実績（入札参

加資格確認申請書提出期限までに完了しているもの又は令和 9 年 11 月 30 日までに完了見込みであるものに限る。グループで履行した場合は、代表者として履行した実績に限る。)を有すること。

- (3) 設計業務に配置できる次のいずれかの技術者を有すること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

ア 技術士(下水道)

イ 下水道法施行令第 15 条各号に規定する資格を有する設計業務に精通する者

2.5.7. 建設企業の入札参加資格

建設企業は、業者登録名簿に登録されている者であって、かつ、次の各項の全てに該当する者であること。

なお、改築更新業務のうち改築工事を複数の者で分担して実施する場合は、次の要件を満たすよう建設企業グループを構成することができるものとする。

- (1) 対象施設の建設工事を実施する者は、次の各号の全てに該当する者とする。

ア 業者登録名簿の建設工事業種のうち、業種「土木工事」の詳細業種「管更生工事」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 土木一式工事に係る建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者

ウ 令和 9 年度の競争入札の参加者の格付け基準とした経営事項審査結果通知書において、土木一式工事の総合評定値が 690 点(B ランク)以上である者

エ 前号の経営事項審査結果通知書について、契約締結予定日において有効なものの写しを、入札参加申込受付期間の満了時又は入札日前日までに、管理者に提出している者又は提出することができる者

オ 下水道管渠の更生工法のうち、自立管の形成工法又は反転工法について、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の団体等に属する者

- (2) 過去 10 年間に於いて、国等が発注した下水道管路施設の建設工事を元請として履行した実績(入札参加資格確認申請書提出期限までに完了しているもの又は令和 9 年 11 月 30 日までに完了見込みであるものに限る。グループで履行した場合は、代表者として履行した実績に限る。)を有すること。

- (3) 改築更新業務のうち改築工事に配置できる土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を有する技術者を有する者(1 級若しくは 2 級土木施工管理技士等又は建設業法第 7 条第 2 号ハの規定により認定された者であって、建設業法その他関係法令に基づき改築工事に専任で配置できる者)であること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

2.5.8. ポンプ設備企業の入札参加資格

ポンプ設備企業は、業者登録名簿に登録されている者であって、かつ、次の各項の全てに該当する者であること。

なお、マンホールポンプの改築工事を複数の者で分担して実施する場合は、次の要件を満たすようポンプ設備企業グループを構成することができるものとする。

(1) 対象施設の建設工事を実施する者は、次の各号の全てに該当する者とする。

ア 業者登録名簿の建設工事業種のうち業種「建設工事」の詳細業種「機械器具設置工事」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 業者登録名簿の建設工事業種のうち業種「建設工事」の詳細業種「電気工事」において競争入札に参加する資格を有する者

(2) 過去 10 年間に於いて、国等が発注したマンホールポンプ施設の改築工事を元請として履行した実績（入札参加資格確認申請書提出期限までに完了しているもの又は令和 9 年 11 月 30 日までに完了見込みであるものに限る。グループで履行した場合は、代表者として履行した実績に限る。）を有すること。

(3) マンホールポンプの改築工事に配置できる次の全ての技術者を有すること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有すること。

ア 電気工事に関する主任技術者又は監理技術者を有する技術者を有する者

イ 機械器具設置工事に関する主任技術者又は監理技術者を有する技術者を有する者

2.5.9. 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、申請書等の提出期限の最終日とする。

2.6. 競争入札参加資格が無いと認めたものに対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、本市に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 本市は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

2.7. 入札説明会等

入札説明会及び現場説明会は実施しない。

2.8. 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、入札参加申込書等及び価格をもって入札をし、入札価格が予定価格

（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内である入札者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としないことがある。

- （２）入札価格が予定価格の制限の範囲内で、評価値が同値となる者が複数いる場合は、加算点が最も高い者を落札者に決定する。さらに、加算点及び入札価格も同値及び同額の場合は、くじによって落札者を決定する。なお、くじを引くことを辞退することはできない。

第3章 契約の締結等に関する事項

3.1. 契約に関する留意事項

3.1.1. 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

契約書及び協定書等の解釈について疑義が生じた場合、本市と落札者は誠意をもって協議する。

3.1.2. 契約に要する費用

契約に要する費用は、全て落札者の負担とする。

3.1.3. 契約保証金

姫路市契約規則第29条の規定を準用する。

3.2. 想定されるリスクの責任分担

本事業におけるリスク分担の基本的な考え方は、適正にリスク分担を行うことにより、より効率的で質の高いサービスの提供を目指すものである。本事業の実施に際して想定されるリスク及び当該リスクに対する責任分担は、要求水準書の【別紙10】（リスク分担表（案））による。本方針では案として示しているため、入札公告時に示す要求水準書では変更になる場合がある。以下は、本市がリスクを負担することがある場合等を列举する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とする。

3.2.1. 不可抗力

本市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる暴風、洪水、高潮、地震、戦争、テロ、暴動、放射能汚染、放火等本事業等の実施に直接かつ不利な影響を与える等契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力事象」という。）が生じた場合又は発生のおそれがある場合、事業者は直ちにその内容を本市に通知・連絡する。また、事業者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い適切な初動対応を行う。緊急対応が必要な場合には、災害時維持修繕協定に基づいて事業者が自らの判断により臨機の措置を取るものとし、かかる措置を取った場合、速やかに本市に報告するものとする。

本市及び事業者は、各々が所掌する施設での被害状況を共有し、施設に被害が発生している場合は、施設の復旧や処理の継続等について協議の上、必要な対応を行う。不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、災害時維持修繕協定に基づき原則として本市が実費精算により負担する。ただし、事業者による設計の不備又は工事施工の

粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては事業者の負担とする。

3. 2. 2. 事業開始に伴う対象施設等の確認及び使用

- (1) 本市及び事業者は、契約締結日の翌日から本事業開始日までの間において、対象施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方で確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、対象施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。
- (2) 事業者は、本事業の実施を目的として、対象施設等を使用することができるものとする。
- (3) 対象施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。
- (4) 第1項による確認の結果、対象施設等に重大な契約不適合があるときは、事業者は本市に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- (5) 事業者は、前項に係わらず、事業開始日から1年以内に、既存の対象施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

3. 2. 3. 契約終了時の対象施設等の確認

- (1) 契約が終了するときは、本市及び事業者が協力の上、対象施設等（事業期間中に、対象施設が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。
- (2) 対象施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。
- (3) 第1項に定める対象施設等の確認は、事業期間満了による契約終了のときは、本事業終了日までに完了するものとし、契約解除に伴う契約終了のときは、本市及び事業者が協議の上、確認時期及び期間等について定めるものとする。
- (4) 前項による確認の結果、対象施設等に重大な契約不適合があるときは、本市は事業者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- (5) 本市は、前項にかかわらず、本契約終了日より1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

3. 2. 4. 法令等変更

本事業期間中に下水道事業に適用され、事業者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により契約に定める一定の事由（以下「法令等変更」という。）が生じた場合、本市及び事業者が生じた損失は各自が負担する。ただし、法令等変更に対応するために新

たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は本市が負担する。法令等変更により本事業等への重大な影響が見込まれる場合には、事業者は本市に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.5. 条例等変更

本事業期間中に、下水道事業のみに適用され、事業者に不利な影響を及ぼす条例及び本市の計画等の変更により契約に定める一定の事由（以下「条例等変更」という。）が生じた場合、本市は、事業者が生じた損失を補償する。ただし、規定に従い事業者収受額の見直しを行うことにより事業者が生じる損失を補填できる場合、本市は、事業者が生じる損失の補償を行わないものとする。条例等変更により本事業等への重大な影響が見込まれる場合には、事業者は本市に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.6. 賃金水準又は物価の変動

本市及び事業者は、事業期間内において、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。なお、詳細については、基本契約に示す。

3.2.7. 電力使用量等の変動

- (1) マンホールポンプ及び雨水ポンプ場の運転に係る電力使用量及び燃料使用量の変動は、要求水準書に定める範囲内である限り、契約金額に影響しないものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、電力使用量又は燃料使用量の変動が次の各号に該当する場合は、契約金額を変更するものとする。
 - ア 要求水準書に定める年間の電力使用量の範囲から著しく変動している場合
 - イ 要求水準書に定める年間の燃料使用量の範囲から著しく変動している場合
- (3) 前項に定める契約金額の変更の方法については、契約書に定めるものとする。
- (4) 当該事業年度における業務実施期間が12か月に満たない場合、第2項に定める年間の電力使用量及び燃料使用量の範囲は、月割で換算するものとする。

3.2.8. 国補助金制度の変更等

国補助金制度が変更される場合においては、本市及び事業者は協議の上、契約の継続等に向けた措置を講ずる。国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合においては、本市及び事業者は、協議の上で計画の見直し等を行い、交付額に応じた事業の実施を原則として行う。

3.2.9. 第三者損害

既存施設の存在そのものにより、近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害のリスクは本市の負担とする。

3.2.10. 本市が遂行する業務に起因する事象

本市が遂行する業務に起因する事業者の業務遂行の中断及び不能並びに施設・設備の損傷等のリスクは本市の負担とする。

第4章 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1. 本事業の前提条件

本事業特有の条件のうち主なものを以下に記載する。本事業の応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。また、これら条件に関し事業者には課される具体的な権利及び義務等については、契約書、要求水準書及び関連資料集等において明らかにする。なお、事業者は契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業等の実施に係る一切の責任を負う。本事業の業務範囲については要求水準書に記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、事業者が責任を免れることはないものとする。

4.1.1. 本市の契約等の承継

本市が本事業等を実施する上で締結している契約等のうち、本市が指定するものについては、本事業開始日以降、事業者には引き継がれるものとする。

なお、承継の対象となる契約等には、本事業対象施設の運転又は維持管理に必要となる電力供給契約その他の継続的な役務提供契約等が含まれることを想定している。

承継対象となる契約等の具体的な内容については、入札説明書又は契約締結までに本市が別途提示する。

4.1.2. 本市が実施する業務への協力

業務に関連して本市から要請があった場合は、事業者は本市に協力するものとする。また、本市の職員は、執務のために必要な範囲で対象施設に出入りすることができるものとする。

4.1.3. 本市が実施する施設の工事等

本市は、本事業開始日まで又は事業期間中に、以下の工事等を下水道事業により実施する予定である。

- (1) 本事業対象外の皮革排水関連施設の福井前処理場及び皮革管の改築工事等
- (2) 姫路市雨水管理総合計画に基づく雨水対策施設の新設
- (3) 汚水処理事業に係る管路施設（本管、公共ます、取付管等）の新設
- (4) 旧北網干ポンプ場跡地の計画事業用地における維持管理・貸付等の業務

4.2. 対象事業におけるサービスの水準

事業者は、本市と日常的な連絡・調整を図りながら対象施設の維持管理を行い、要求水準書に示す性能規定を満足するものとする。

4.3. 実施状況のモニタリング

事業者が契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者による「セルフモニタリング」に加え、本市による「管理者モニタリング」を行う。

4.4. 要求水準違反時の措置

事業者の責めに帰すべき事由により要求水準を遵守できなかった場合、本市は事業者に対し改善措置を請求できるものとする。

本市の改善措置請求にもかかわらず、事業者において改善が見込まれない場合は、要求水準違反が発生したものとみなし、契約金額の減額又は要求水準違反違約金を課す場合がある。

4.5. 保険

事業者は、その他に本事業実施の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については、本市へ通知するものとする。

第5章 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1. 対象施設の立地に関する事項

5.1.1. 対象施設の概要

本事業の対象施設の概要を表 5-1 に示す。なお、対象施設の数量及び所在地等の詳細事項は、要求水準書に示すとおりである。

表 5-1 対象施設

施設区分	施設名称
管路施設	管渠、マンホール、取付管、公共ます
	マンホールポンプ
雨水ポンプ場	揖保川第一ポンプ場
	揖保川第四ポンプ場
	網干雨水ポンプ場
	網干福神町ポンプ場
計画事業用地 (廃止残存施設あり)	旧 西部処理場
	旧 下伊勢地区農業集落排水処理施設
	旧 上伊勢・大堤地区農業集落排水処理施設
	旧 安志・長野地区コミュニティ・プラント処理施設

5.1.2. 事業用地の貸付に関する事項

本事業用地は全て地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条第 4 項に規定する行政財産にあたる。事業者が本事業を行うに当たっては、契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり契約を終了するものとする。この場合、事業者は本市の指定する者に対し本事業の引継ぎを行う義務を負うものとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし詳細については基本契約書に示す。

6.1.1. 事業者事由解除

(1) 解除事由

事業者が契約上の義務に違反する等契約に定める一定の事由が生じたときは、本市は、当該事由に応じ、催告をして一定の治癒期間を設けた上で、又は催告を経ることなく、契約を解除することができる。財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合は、本市は契約を解除することができる。

(2) 解除後の措置

本市は事業者に対し、事業者収受額のうちの残余の存続期間に対応する部分の返還を求めることができる。事業者は本市に対し、契約に定める契約解除違約金（契約解除の原因となった事由により本市に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、本市の責めに帰すべき事由により事業者に生じた損害がある場合は、事業者の支払額からこれを控除する。

6.1.2. 本市事由解除又は終了

(1) 解除又は終了事由

事業者は、本市の責めに帰すべき事由により、一定期間、本市が契約上の重大な義務（リスク負担に関する事項を含む）を履行しない場合、又は、契約の履行が不能となった場合は、契約を解除することができる。本市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6か月以上前に通知することにより契約を解除することができる。本市が対象施設の所有権を有しなくなったときは、当該対象施設に係る本事業との関係においてのみ契約を終了するものとする。

(2) 解除又は終了後の措置

本市は事業者に対し、事業者収受額のうちの残余の存続期間に対応する部分の返還を求めることができる。本市は事業者に対し、契約に定める契約解除違約金（契約解除又は終了の原因となった事由により事業者に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により本市に生じた損害がある場合は、本市の支払額からこれを控除する。

6.1.3. 不可抗力解除又は終了

(1) 解除又は終了事由

不可抗力事象により対象施設全てが滅失したときは、契約は当然に終了する。不可抗力事象を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承諾することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、本市は契約を解除する。

(2) 解除又は終了後の措置

本市は事業者に対し、事業者収受額のうちの残余の存続期間に対応する部分の返還を求めることができる。事業者は本市との協議の結果に従い、当該不可抗力事象により本市及び事業者が生じた損害は各自が負担し相互に損害賠償は行わない。

6.1.4. 法令等変更解除

(1) 解除事由

法令等変更により事業者が本事業等を継続することができなくなったときは、市又は事業者は契約を解除することができる。

(2) 解除後の措置

本市は事業者に対し、事業者収受額のうちの残余の存続期間に対応する部分の返還を求めることができる。法令等変更により本市及び事業者が生じた損失は各自が負担し相互に損害賠償は行わない。なお、市事由解除又は終了、不可抗力解除又は終了及び法令等変更解除に関しては、本事業のうち、一部のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両方で協議する。本事業のうち、一部について契約の解除が生じた場合、本市は、事業者に対し、事業者収受額のうちの残余の存続期間に対応する部分の返還を求めることができる。

第7章 その他本事業の実施に関し必要な事項

7.1. 本事業に関連する事項

7.1.1. 地域貢献に関する事項

事業者は、本市の承諾を得た再委託等の可能な業務の一部について、本市の業者登録名簿に記載されている市内業者（市内に本社、本店又は建設業法に規定する主たる営業所を有する企業をいう。）を活用することや、市内人材の雇用並びに市内業者からの物品又は消耗品等の資材調達、その他地域貢献に資する取組を積極的に行うものとする。

7.1.2. 本事業等の実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

7.1.3. 情報提供

本事業等に関する情報提供は、姫路市のホームページにおいて行う。

7.1.4. 予算措置

本事業における予算措置は、債務負担行為を定めるよう手続きを進めるものとする。

7.1.5. 応募者が1社のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、第2章の2.1（事業者の選定方法）に基づき、応募者の審査を行い、落札者とするものの可否を決定する。

7.1.6. 入札の中止等

不正な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、若しくは、競争性を確保し得ないと認められる場合は、入札の執行延期、再募集告示又は中止等の対処を図る場合がある。

7.2. 実施方針（案）に関する質問の受付等

7.2.1. 質問・意見の受付

実施方針（案）の公表後、質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施方針（案）の公表から令和8年10月2日（金）まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、市より「到着確認」の返信が無い場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	「（様式1）姫路市 水の官民連携事業の実施方針等に関する質問書」に記入の上、添付ファイル（Excel 形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【（□□）姫路市 水の官民連携事業の実施方針等に関する質問書】とすること。ただし、『□□』は質問者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	姫路市上下水道局下水道部 下水道マネジメント課 計画第二担当 住所 : 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 電話 : 079-221-2148 電子メール : gesuikei@city.himeji.lg.jp 担当者 : 入江、山崎

7.2.2. 質問・意見の回答

質問に対する回答については下記要領にて回答する。電話や窓口等での直接回答は行わないので留意すること。

回答日	随時回答を公表するが、最終回答期限は令和8年11月（予定）とする。
回答の方法	姫路市 上下水道局 下水道部 下水道マネジメント課のホームページに質問及び回答を掲載する。